

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する  
関係省庁対策会議（第48回）

議事次第

平成24年1月17日(火)  
16:30～17:00  
於：官邸4階大会議室

1. 開会

2. 議事

新型インフルエンザ対策のために必要な法制のたたき台について

3. 閉会

【配布資料】

資料 新型インフルエンザ対策のための法制のたたき台（案）

参考資料1 中国における鳥インフルエンザ患者の発生について

参考資料2 WHOパンデミックフェーズ

参考資料3 鳥インフルエンザ（H5N1）発生国及び人での発症事例（2003年11月以降）

## 新型インフルエンザ対策のための法制のたたき台（案）

平成 24 年 1 月

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

I 趣旨

新型インフルエンザの脅威から国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済の安定を確保するため、新法を制定。

II 責務等

国・地方公共団体・指定（地方）公共機関のほか、事業者及び国民の責務を定めるとともに、基本的人権の尊重及び国際的な連携をすべきことについて定める。

III 行動計画等

- 1 国・地方公共団体は、学識経験者の意見を聴いて、新型インフルエンザ対策に関する行動計画（発生状況ごと）を作成・公表。
- 2 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ対策に関する業務計画を作成。

IV 新型インフルエンザ対策の実施に係る体制等

1. 内閣総理大臣は、新型インフルエンザが発生したときは、内閣総理大臣を長とする政府対策本部を設置。
2. 政府対策本部長は、行動計画に基づき、具体的な基本的対処方針を作成・公表。
3. 政府対策本部長は、都道府県知事、指定公共機関等に対し、その実施する対策について総合調整等。
4. 都道府県における対策本部の設置等。
5. 海外発生時の水際対策の適確な実施及び国内発生時の初動の強化。

## V 新型インフルエンザ緊急事態への対応

### 1. 緊急事態の宣言

国は、発生した新型インフルエンザが国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるときは、区域及び期間を定め、新型インフルエンザ緊急事態を宣言。

### 2. 緊急事態の措置

緊急事態においては、以下のような措置を実施。

- (1) 不要不急の外出の自粛の要請、学校、集会等の制限等の要請及び指示
- (2) 医療関係者、社会機能維持事業者の先行的予防接種、国民の予防接種
- (3) 医療関係者への医療従事者の要請・指示及びこれらに伴う措置、臨時の医療施設の開設及び特例
- (4) 電気、ガス、運送等の指定（地方）公共機関等は、業務計画に基づき必要な措置を実施。
- (5) 緊急物資の輸送・物資の売渡し・土地等の使用等に関する要請又は収用等
- (6) 埋火葬の特例
- (7) 生活関連物資等の価格の安定
- (8) 行政・民事上の申請期限・履行期限の延長等
- (9) 政策金融の実施

## VI その他

1. 物資の保管命令に従わなかった者等への罰則。
2. 新型インフルエンザと同様の影響を持つ未知の新感染症にも適用。

## 中国における鳥インフルエンザ患者の発生について

平成 24 年 1 月 17 日

厚生労働省健康局結核感染症課

- 平成 23 年 12 月 21 日、中国広東省深圳市で鳥インフルエンザ A (H5N1) の患者が発生した。
  - ・患者は 39 歳男性。12 月 21 日に発熱で発病し、12 月 25 日に重症肺炎で入院したが、12 月 31 日午後、病状が急に悪化し死亡した。
  - ・広東省疾病予防控制中心 (CDC) は、12 月 30 日に患者の検体から鳥インフルエンザウイルス A (H5N1) を同定し同日発表した。
  - ・この事例で明らかな鳥との接触は報告されておらず、感染源は明らかになっていない。
- 1 月 5 日の WHO の発表によると、この事例の濃厚接触者 120 名に異常は報告されておらず、人から人への感染例は発生していない。

### (参考)

- ・鳥インフルエンザ A (H5N1) の人への感染事例は、中国では、2010 年 11 月の香港の症例以来、約 1 年ぶりであり、今回が 41 人目である。このうち 27 人が死亡している。
- ・平成 23 年には、世界で 61 名の鳥インフルエンザ感染事例が報告されており、うち 34 名が死亡している。

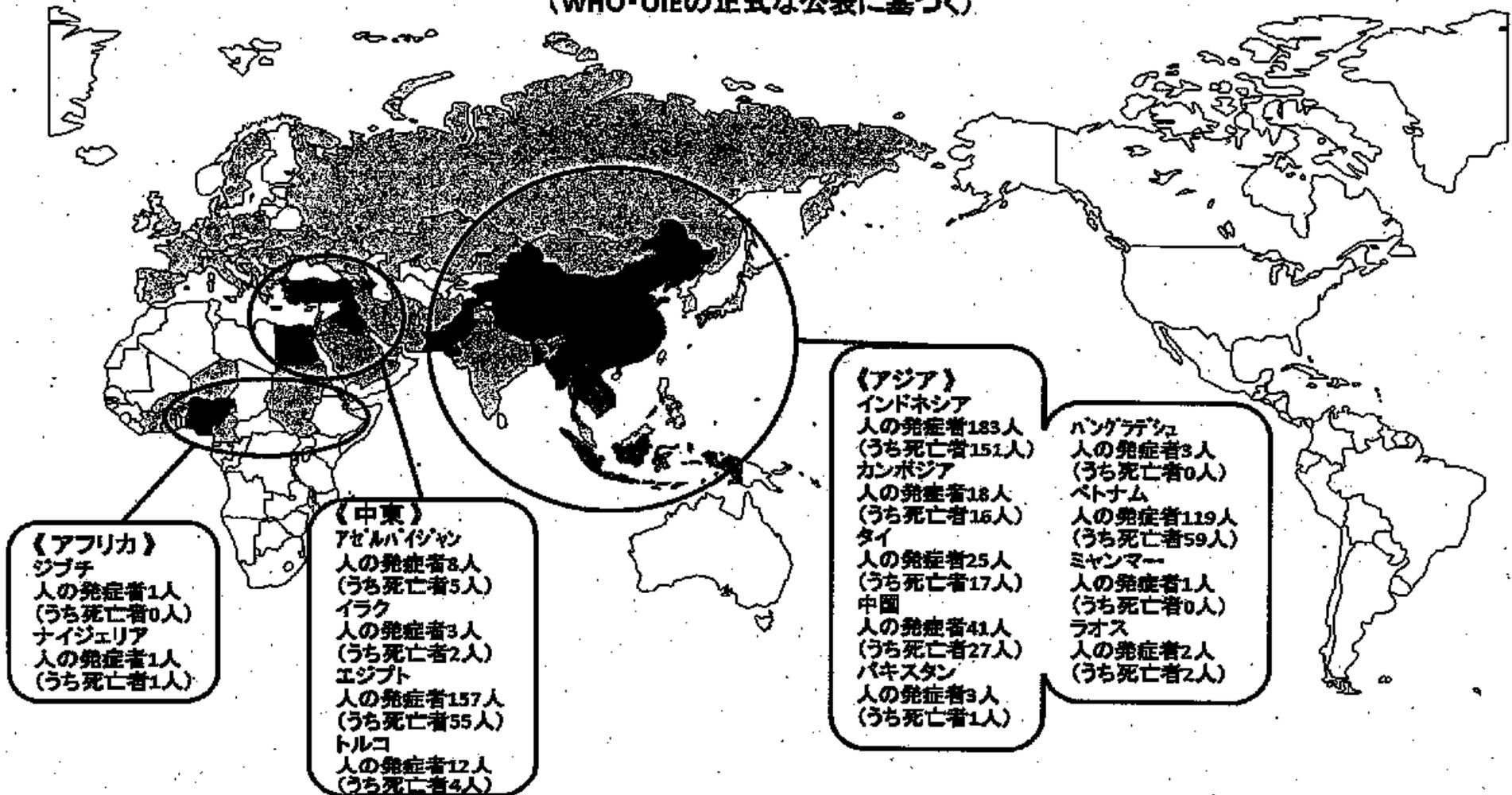
# WHOパンデミックフェーズ

フェーズ	状態
フェーズ1	ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルス発生がない。
フェーズ2	ヒトへ感染しパンデミックを引き起こす可能性を持つ亜型のウイルスが検出。
フェーズ3	新しい亜型のインフルエンザウイルスが散発的又は限られた集団に感染しているが、コミュニティレベルでの継続的なヒト-ヒト感染は発生していない。
フェーズ4	コミュニティレベルでの発生を継続させる力がある新しい亜型のインフルエンザウイルスが、ヒト-ヒト感染していることが確認された。
フェーズ5	WHOの1つの地域に属する2か国以上で、そのインフルエンザウイルスによってコミュニティレベルの感染が継続している。
フェーズ6	フェーズ5の条件に加え、WHOの別の地域の1か国以上において、そのインフルエンザウイルスによってコミュニティレベルの感染が継続している。

※枠囲いは鳥インフルエンザ(H5N1)のフェーズ

# 鳥インフルエンザ(H5N1)発生国及び人での発症事例(2003年11月以降)

(WHO・OIEの正式な公表に基づく)



注) 上記の他、人への感染事例として、  
 1997年香港(H5N1 18名感染、6人死亡)  
 1999年香港(H9N2 2名感染、死亡なし)  
 2003年香港(H5N1 2名感染、1人死亡)  
 2003年オランダ(H7N7 89名感染、1人死亡)  
 2004年カナダ(H7N3 2名感染、死亡なし)  
 2007年英国(H7N2 4名感染、死亡なし)等がある。

: 家さん等でのH5N1が認められた国  
 : 人でのH5N1発症が認められた国

参考: WHOの確認している発症者数は計577人(うち死亡340人)

2012年1月11日現在  
 厚生労働省健康局結核感染症課作成

# WHOに報告されたヒトの鳥インフルエンザ(H5N1)確定症例数

(2012年1月11日現在)

	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2009年		2010年		2011年		合計	
	症例数	死亡数	症例数	死亡数																
アセアン	0	0	0	0	0	0	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5
カンボジア	0	0	0	0	4	4	2	2	1	1	1	0	1	0	1	1	8	8	18	16
中国	1	1	0	0	8	5	13	8	5	3	4	4	7	4	2	1	1	1	41	27
シブチ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
エジプト	0	0	0	0	0	0	18	10	25	9	8	4	39	4	29	13	38	15	157	55
インドネシア	0	0	0	0	20	13	55	45	42	37	24	20	21	19	9	7	12	10	183	151
イラク	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
ラオス	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
ナイジェリア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
タイ	0	0	17	12	5	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	17
トルコ	0	0	0	0	0	0	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4
ベトナム	3	3	29	20	61	19	0	0	8	5	6	5	5	5	7	2	0	0	119	59
合計	4	4	46	32	98	43	115	79	88	59	44	33	73	32	48	24	61	34	577	340

注: 確定症例数は死亡例数を含む。  
WHOは検査で確定された症例のみ報告する。